

## 姫路市立広畑テニスコート臨時駐車場運用基準

### 1 目的

姫路市立広畑テニスコート(以下、「施設」という。)の臨時駐車場における運用に関し、必要な事項を定める。

### 2 臨時駐車場を使用できる場合

- (1) 姫路市の主催・共催・後援行事において、施設を使用する場合
- (2) 自治会が使用する場合
- (3) 姫路市立広畑野球場の利用者が使用する場合
- (4) その他、市長または施設の指定管理者が必要と認めた場合

### 3 使用申請受付開始日

使用者	申請受付開始日
前項第1号	使用日の属する年度分の姫路市体育施設使用調整会議開催日
前項第2号 第3号	使用日の2か月前

### 4 管理基準

- (1) 臨時駐車場の使用可能時間は、使用日の施設開館時間内とする。
- (2) 使用を希望する者は、施設の指定管理者に「姫路市立広畑テニスコート臨時駐車場使用申出書」を提出する。
- (3) 車止めの鍵は、施設の指定管理者が保管し、臨時駐車場使用時に使用者に貸与する。
- (4) 使用者は、自己の責任において鍵を携帯し、使用後は臨時駐車場を原状復帰の上、鍵を指定管理者に返却する。
- (5) 臨時駐車場における盗難、人身事故、放置自動車(使用者以外の所有車両も含む)等については、使用者の責任において解決する。
- (6) 飲食、喫煙の他、施設を汚損、損傷させる行為等は禁止とし、汚損、損傷があった場合は、使用者の責任において原状復帰する。